

# ● 第 2 章 ●

## 基本的な考え方

### I 基本理念

日本国憲法には、「基本的人権の尊重」、「国民主権」、「平和主義」の3つの原則があります。「基本的人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利のことです。

憲法第13条において「すべての国民は、個人として尊重される」とうたっており、「個人として」とは、「一人ひとり違いを超えて」ということを意味します。そうした「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」・「人間の尊厳に基づく固有の権利」である人権は、すべての人に平等に保障されなければなりません。

しかしながら、私たちの周りを見ても、いじめやドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>、子ども・高齢者・障がい者への虐待、偏見や差別など人権に関する深刻な問題が多く発生しており、高齢者など社会的弱者の社会的孤立の問題が様々な形で顕在化している現代社会においては、依然として「人権が尊重される社会」の実現が大きな課題となっています。

自分の権利を主張するだけでは、他人の権利を侵害する場合があります。一人ひとりが互いを認め合い、他人の人権を尊重することが、ひいては自分の人権を守ることに繋がります。

また、人と人がつながり、家族や地域を支える力をはぐくむことができるよう、人権に含まれる個別課題が、より広く、より深く「人間の問題」として「響き合い、重なり合う」ような教育、啓発の推進が求められています。

「県民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進することを基本理念とします。

#### 1 | テーマ

一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して

#### 2 | 重点対策

##### (1) 「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進

地域におけるコミュニケーションの欠如、人間関係の希薄化が問題視されている中、県民一人ひとりが「よく生き合う力」をはぐくむことのできるような人権教育・人権啓発の

あり方について検討を進めるとともに、人権啓発手法を創意工夫し、行政・教育機関、団体、地域、企業等が一体となった人権教育・人権啓発の推進に努めます。

## (2) 市町村の人権教育・人権啓発に関する施策の策定の促進

人権施策推進に当たっては、県民にとって最も身近で地域の実情に即したきめ細かな取り組みを行うことが期待される市町村に対し、人権に関する施策の充実及び体制の確立のため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づく、「人権に関する施策の策定」の早期実現を強力に働きかけます。

## (3) 人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証

個別の人権問題への対応については、人権教育・人権啓発による「予防」が重要ですが、その「早期発見」や「迅速な対応」、「持続的な取り組み」、「不断・普段の検証」も大切です。人権侵害事案へは、個人情報管理など、より人権に配慮して対応し、国、市町村などの人権関係機関等との連携の強化や情報の共有に努め、庁内における「岐阜県人権施策推進連絡協議会」とも連携を密にして取り組みます。

## II 指針の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定した現在の指針を継続・発展させ、本県の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

県はこの指針に基づき、今後も、国、市町村、関係機関と連携して、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進します。

分野別施策については、「第4章 分野別施策の推進」において整理し、新たな人権課題を含むさまざまな問題に対応した施策を推進します。

## III 本県の人権施策の推進体制

人権施策を推進するために、外部組織として人権問題に関する各種団体等の代表や専門家で構成する「岐阜県人権懇話会」において、県の人権施策の推進方策や県の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、施策に反映させます。

この人権施策を効果的に実施するため、庁内の人権関係部局で組織する「岐阜県人権施策推進連絡協議会」において、相互の連携を図り、事業を展開していきます。

人権啓発事業の推進については、「岐阜県人権啓発センター<sup>\*</sup>」において、人権に関する問題解決への取り組みを推進し、人権課題の県民意識の高揚を図るため、人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発パネル・ビデオ等の貸出などを行います。

また、人権課題に対する正しい理解と認識を広めるため、新聞、ラジオなどマスコミを活

用した広報や啓発用冊子・リーフレット、啓発グッズの作成・配布などの啓発活動を推進します。

さらに、人権に関する国等の関係機関との連携を図り、効果的な人権啓発事業を推進するため、県と岐阜地方法務局、岐阜県人権擁護委員連合会、岐阜市で構成する「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協議会<sup>\*</sup>」において、「人権啓発フェスティバル in ぎふ」等の人権啓発活動を行います。

教育に関しては、「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、「岐阜県人権教育協議会」において、人権教育を推進しています。特に、人権教育における行動力の育成を図る取り組みとして「ひびきあいの日<sup>\*</sup>」を設け、人権問題に対する実践的態度を育成し、人権感覚を高めるなど、様々な人権問題の解決のための教育を実施します。

そして、県民に人権問題をわかりやすく伝えるため、より効果的な人権啓発手法を創意工夫し、新たな人権課題にも対応した人権教育・人権啓発を推進します。

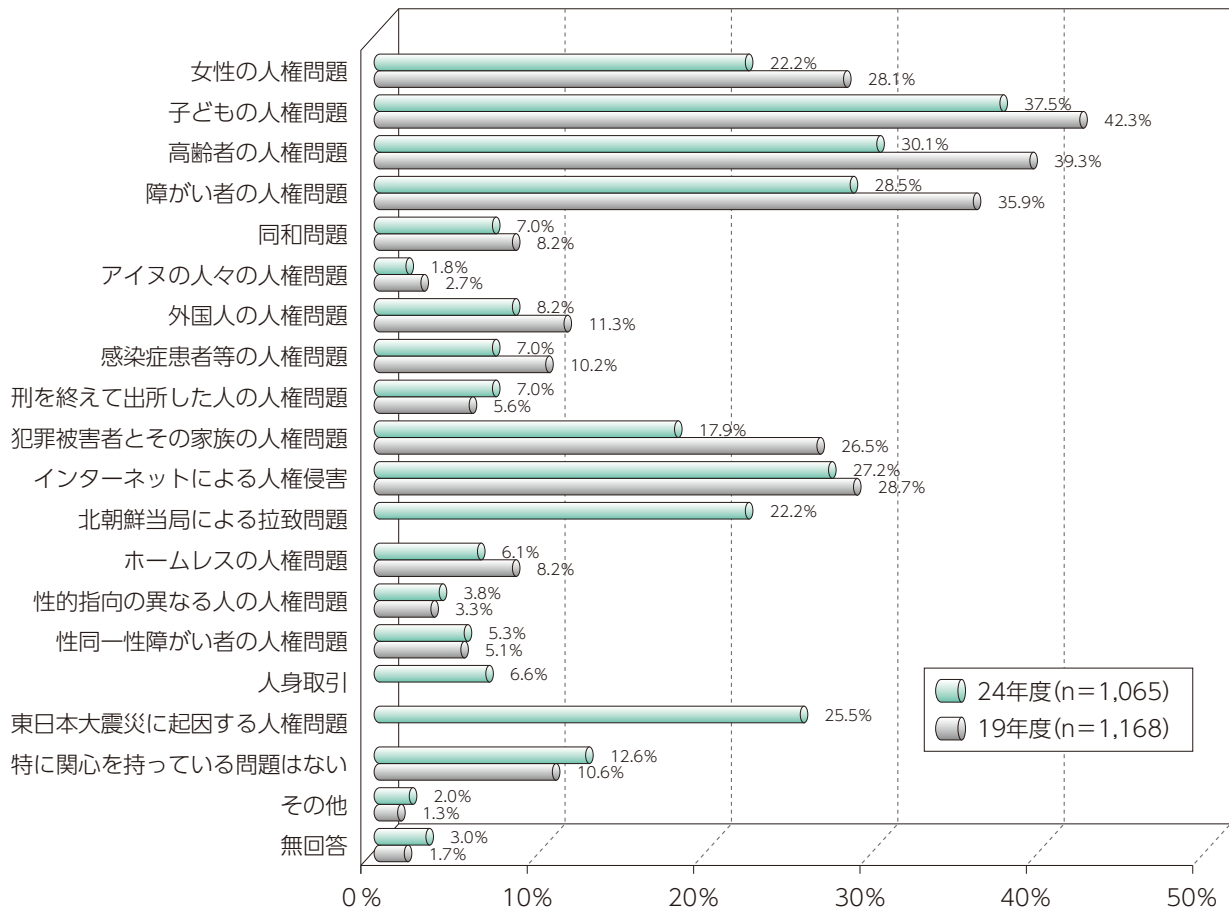
## IV 指針の推進期間

この指針の推進期間は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）までの5カ年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、国、市町村、関係機関及び県民とともに人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを継続します。

## ■ 現在関心を持っている人権問題

Q 以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



【人権に関する県民意識調査＜平成24年7月実施：岐阜県＞】(グラフの中のnは回答者を表す)以下、同じ

## ■ 人権意識を高める方法

Q 人権意識を高める方法としては、どのようなものが有効と考えられますか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。

